

神奈川県剣道連盟 臨時理事会・支部長会合同会議 議事録

日時 2024年7月3日(水)18:00～20:40

場所 かながわ県民センター 2F ホール

出席者(以下敬称略)

支部長:38名中29名

理事:76名中71名

監事:3名中2名

委任状:16名

※規約27条より定足数を満たし成立した

資料

1. 令和5年分の慰労金返済状況(資料1)
2. 理事長返金内訳(資料2)
3. 会長・理事長 事務所勤務出勤表(資料3)
4. 役員選出(会長選出部分のみ)(案)(資料4-1)
5. 役員規則(会長部分のみ)(案)(資料4-2)
6. 新委員会設置について(案)(資料4-3)
7. 決算報告書・予算(案)

付属資料:役員報酬・増減要因、特別委員会弁護士費用

小山理事長

・資料確認

— 開会 —

・議事録署名人より報告

中区・斎藤

前回(6/13)議事が3時間分となかなかまとまらなかったが事務局と相違なしとした。

小山理事長

・前理事会の議事録に内容の相違、発言と文章のズレの指摘を受けたことを報告

神奈川区・伊東

前回、予算・決算の報告が一部承認であった為、今理事会が開催されると案内が来たが「拍手」と記載されているため、一部承認なのか何なのか明確ではない。

その場で議決をとるべきではないかと思う。理事会は最高決定機関であるので幹部会に持ち帰るのではなく、理事会で決めるべきではないでしょうか。戻って一度検討することもひとつの結論ではあるが、決議が明確でないと議事録署名人が非常に困る。

結果、皆さんの合意を得られない、信頼感を失うことになりかねない。議事録署名人にとってもその場で議決を取るほうが適切ではないでしょうか。

小山理事長

以後は議決をとることにします。

海老名市・伊藤

発言のニュアンスや違いがある。重要な会議であるため発言にも責任が生まれます。重要問題を審議する以外は別として、議事録は録音をしていたものを起こすべきではないでしょうか。録音したものを起こさなければ、発言者の意向が伝わらないのではないのでしょうか。事務局は録音していないのでしょうか？

小山理事長

録音はしております。

海老名市・伊藤

録音をして、議事録を起こせばニュアンス違いの問題は起きない。自身の発言内容でもニュアンスの違いで上から目線ととらえられるものがあります。議事録は残るものであるため、ニュアンスの違いがないよう作成していただきたい。

神奈川県伊東理事が発言された、その場での議決・挙手の件について賛同します。

保土ヶ谷区・川村

発言のニュアンスの違いによって反対にとらえられ、誤解が生じることがある。実際に前議事録では、自身の発言にもニュアンス違いが見受けられ、何人かの方にも議事録の記載内容が違うのではないかと言われました。議事録は本当に残るものなので、丁寧な議事録の作成をお願いしたい。

前理事会の発言をまとめた資料を提出し、小山理事長が受け取り、この資料と録音をもとに、また意見を言われた方の確認をとってから再作成をお願いしたい。

小山理事長

再作成・再確認後に最終の議事録とします。他理事のなかで意見等がある場合は受付期間を今週中(7/5)までをお願いします。

幸野会長(会長挨拶)

前理事会では一般社団法人の核となる定款をご承認いただきました。今回は引き続き法人化に向けての重要な部分である会長選出の規則につき御討議頂きます。

また前回非常に盛んな御討議を頂いた、決算・予算関連についても修正を含め、御討議頂きます。

まず、私に頂いた宿題につき、今後の行動予定を含めお答えさせていただきます。

全剣連において神奈川問題と称されております、規約にない不適切な経理を中心とした問題については、深く憂慮しているところです。

連盟として、会長として、特別委員会をお願いしている部分はそれとして、基本的にきちんとした対応をしております。

事務局でも調査しましたが、会計担当が代わる、日常業務に追われる、などもあり、特別委員会より頂いた資料に追いつく事で手一杯です。そのなかでも巨額の不適切支出があることが判明しております。

主たる処理責任者、受領者につき、当方で不適切な処理につき調査を行っている旨、説明するべく、面会予約をお願いしました。対象は前会長、味戸氏、庄嶋氏、根本氏です。

この金額については、不適切処理による支出であると考えておりますが、最終的には特別委員会の意見を頂き、幹部会議に諮り、最終方針を決定致します。

金額や方法は別にして、可能な限り返還を求め、法的手段も視野に入れての対応となります。また何らかの処分も必要となると考えております。処分内容は相手方の対応の仕方、法律上の判断がどう出るかによっても検討が必要ですが、処分そのものは避けられないと判断しております。

また処分の対象は意図的ではないにしても、問題発生時期の副会長、理事長なども管理不十分、監督不行き届きのそりは免れず、相応の処分対象になると考えております。

このような活動が外部に漏れることは好ましくはないと考えておりますが、広く会員へ周知するにはHP上の情報公開も必要であり、時としてマスコミへ漏れ、取材等が申し込まれることもあるかもしれません。その場合、窓口は将来構想および法人化を一任しております野見山副会長にしぼり、対応していく所存です。

連盟内会計監査は保留[条件付き][※]状態ながら、一応して頂きました。本日も追加の討議がございます。[※][会長挨拶では「保留」と発言されたが、正しくは「条件付き」で承認された]

毎年補助金を頂いている県スポーツ協会での監査も事務局長、副事務局長が中体連代表、高体連代表とともに受けて参りました。不適切処理された経理問題が発生し、対応に追われていること、信憑性の高い噂があるパワハラについては公式提訴がまだないので、今後とも注目していくこと、などを隠さず報告し、頑張ってくださいと励まされました。大会結果による金額変更はあるかもしれませんが、この問題による補助金減額は避けられると考えています。

連盟内報告実施ですが、ご指摘いただいた常任理事への報告は早急に行いたいと考えております。もし本日予定よりも早期にこの会議が終わりましたら、その後にも開きたいと思っております。これは、なかなか難しいと思っておりますので、また改めて早急に開催いたします。

名誉顧問、常任相談役の皆様にも早急な対応をしたいと考えております。こちらは、ただ問題が起こっておりますだけでは済まないかなとも考えており、もう少し対応を進められた段階でご報告したいと考えております。一つの節目は、最初に申し上げた方々への面談が終わり、何らかの感触がつかめた段階に設定いたしたいと考えております。

参与の方々へも同様の時期にご報告予定です。

3月29日に中谷専務理事にわざわざ理事会において頂き、ご意見を頂きました。経過途中ではありますが、報告に参ります。

時期は、本日、予定している法人化関連規則が承認頂けましたら、ホームページ上に開示し、これを一つの節目と考え、野見山副会長、小山理事長、ご都合が許せば伊藤特別委員会委員長とともに改めて、専務理事に予約を頂き全剣連本部において面談の上、経過報告致します。

小山理事長

- ①役員を選出(会長の選出部分のみ)(案)
- ②役員規則(会長部分のみ)(案)
- ③新委員会設置について(案) を発議。

野見山副会長

- ・①(会長選任方法)についての説明。(資料参照、要旨)

現在神奈川県で起こっている事案、全剣連に寄せられている案件の原因は長期間グループのトップが変わらないため、起きていることが明白である。

そのため、神奈川県では会員の皆様が同じレベルで運営に対して責任をもっていただく。これは権利ではなく、責任であると自覚をもっていただくためにも会長の任期を定め、年齢を制限した。

今回会長選出のみなのは、ホームページに会長選出(トップ)の大事なところを先に掲載すれば、ホームページに掲載されたことは守られると考えられ、信用の得られる方法であると思われるから。

第1条3

会長1期目の終了時で引き続き任に当たることを希望する場合は信任投票とする。

→不信任の場合は、改めて選挙管理委員会で会長を選出し選挙する。

第2条

選挙管理委員会は支部長3名で構成し、支部長会において選出する。

→現在の規約では幹事は理事会で選出すると記載されているが、自分で立候補するのか、誰かが推薦するのかということが記載されていない。

したがって、関連的に会長が選出・推薦し、執行部側に都合のいいように選ぶことができるため民主主義からいくとルール違反である。そのことから会員を代表する支部長のなかだけで管理委員を決め、会長選挙の運営にあたっていただく。

第4条

立候補可能者は立候補時に本連盟に会員として10年以上在籍し、在籍中本連盟により戒告を越える処分を受けたことのない者とする。

→連続10年以上の在籍であること。10年に根拠はないがいくつかのデータをみたところ10年いれば内容の熟知をできるのではないかと考え10年とした。それ以上であると思う方はご意見をいただきたい。

当初は、処分を受けていない人を対象としていたが、全剣連よりのアドバイスを受け県連盟の

1番軽い処分の「戒告」とした。

(通常であれば戒告の前に注意がはいるが、現状では1番軽い処分の戒告までとした)

第4条6

選挙管理委員会において、また選挙管理委員会解散後には理事会において立候補内容に虚偽があることが確認された場合、その時点で当該者は除名となる。この場合除名のための諸手続は省略できる。

第5条

選挙管理委員会は立候補希望者文書の書式や内容に虚偽や漏れがないことを立候補締め切り後2週間以内に確認しなければならない。

→選挙管理委員会の責任において調べる。それぞれが責任をもち行動しなければ民主的な運営は動かないということを必ず頭においていただきたい。

第7条 10

出席できない代議員は代理出席を依頼することができる。この場合、1週間前までに自筆文書により、代理者の氏名、役職を明記した文書を事務局宛に届くよう送付し、電話もしくは電子媒体により確認を行わなければならない。

→今理事会の様な出席率では良くない。理事・支部長であるからには連盟を運営していく責任感を持たなければならない。事前に今理事会の重要性を傳達していることもあり、必ず代理をたてていただきたい。

小山理事長

①(会長選任方法) 賛成:全員 棄権:0 反対:0 にて可決。

野見山副会長

・②(会長に関する規則)についての説明。(資料参照)

理事は全員役員であるため給与をもらうことができない。今の規則でも法人化したあとも同じである。

神奈川県剣道連盟は各支部代表の理事がおり基本的に会員の代表で、株式会社という株主である。他に執行部理事がおり年度会費を支払っている。

会長の子分として、会長が責任をもち事業を展開していく責任をもつ。執行部理事は提案側であり、基本的に投票権はない。

提案側が支部理事の場合(例:副会長のリコール等)は執行部理事も投票権をもつ。

これは法人化の場合のルールであり、現在は、執行部理事・支部代表理事も全ての投票権をもつ。

第4条2

新規に会長に就任、もしくは会長職第2期に入る際は、副会長、専務理事常務理事、理事、委員、事務局長を選出し、必要な手続きと理事会の承認をえて、任命・業務委嘱ができる。
→会長が最終的に権限をもつのは、事務局員のみでありそれ以外は了承が必要となる。

第4条 4

日常的に発生する事項、および通年の行事予定に掲載された事業において必要とされる業務の決定ができる。但し、各委員会や他の幹部会議に属する役員に委嘱された事業については、その業務細則に従う。

→通年の行事予定に掲載された事業において必要とされる業務の決定ができる。(大会の会長・実行委員長・審判長の決定等)基本的には幹部会議にて議事を通す。

あらかじめスケジュールされた、もしくは規約にある、もしくは委員会の中に業務として決まられている内容は、会長が決定できる。もちろん幹部会議にかけ幹部会議も会長と一緒に責任をもつ。それがない場合は、臨時の処置がある。

鎌倉・山田

会長が同じ人物が長くやると不祥事につながるパターンが多いことはわかります。そのため、グループ(警察・教員・一般)を作ってその中で2つ続かないように運用するのは違和感があります。

私の意見は、会長の任期が来たら何も絶対に2回同じグループを続けてはいけないというルールを作るのはよろしくないと思う。なぜかという、政治家ではないが派閥を作るみたいであり、派閥的な何かが発生する可能性があるのではないかと思う。

グループ分けをしないと連続同じ職業の人が会長になるかもしれないが、その時々でこの人にやっていただきたいという人にみんなで投票をして決めていくのが筋ではないかと思う。

野見山副会長

先生のおっしゃる姿は、民主主義のルールに則った成熟した世界の姿だろうと思う。残念ながら、現実を見るとその姿が成熟していない。

この連盟ではそれがはっきりと見える。今提案しているルールがきちんと根付いて警察・教員一般の方、どの職種の方が会長をやってもそれなりの形できちんと実行できる姿が理解していただける状態になれば、このルールを変えてもいいのではないかと思う。

ですからこのルールは定款にいれていない。規約・規則には入れているので何年か経てば委員会に検討していただければいいのではないか。

今、現在の連盟に起こった事件の大きさを考えると必要であると考えます。

栄区・小久保

先程ご発言になった方と趣旨は似ているが、これを続けることによって派閥的な問題が発生することもあるかと思えます。例えば3年後や5年後に見直すといった期限をはっきりとして方がいい

のではないか。

それから、OB 警察・教員、OB 教員・一般、その他とあるが、分布はどうか。おそらく、会員の中で一般が大多数であとの警察・教員・その他は少数派ではないでしょうか。

事務局の方に分布を調べていただいた上で、なんらかの形で反映していただくのが民主的ではないかと思う。警察官・教員だけがあって、あとはその他という感覚が納得できない。

事務局へお願いだが、他県の連盟でこのようなルールを設けているところはあるのか調べて欲しい。特異なルールに思える。変わったルールを作ると後々困ることが出てくる可能性が多い。

警察官であろうと教員・サラリーマンであろうと皆同じである。一般の方が会長をやるならば何回やろうと構わないと思う。残念ながらそういう組織ではなかったということが非常に我々の反省すべきところである。

基本的には細かいルールを設けないほうがいいのではないかと個人的な発言をさせていただきました。

野見山副会長

その他という表現に対しては、どういう風に表現していいかと思います。グループとして、現実問題として警察の方々は特錬だけではないのだが、非常に集中して稽古をしている。

教員は教職員大会もあり、中体連・高体連という学校の塊というのがはっきり見える。そうすると1番多数である他のの方々をどう表現したらいいのかということで一般であると警察・教員が特殊であると感じられてしまう。何か他の良い表現があれば何でもいいのではないかと思います。先程の話の他県でのこのようなグループ分けをしているところはない。

この案は中谷専務理事に話したが画期的と言われている。なぜかという他の連盟でも同じような、パワハラ・お金の不適切な使用がおこなっているがそれは同じグループが継続することによって必ず起こると考えます。

教員がずっと会長を占めているところでも起こっているし、有名な国立大学が連続して会長をしてきた大組織でも見受けられる。自分の懐にはいる不適切ではないがお金の使い方を誤って、その連盟を揺るがす状態になり、なおかつパワハラを起こしたということもある。

1つのグループの人達が会長を続けると次の会長が必ずそのグループからできるように力が加わる。したがって先程のご意見は支部長や理事が必ず全員この会議に出席するような状況になれば、きっと上手くいくようになる。現実に出てきても仕方がないといって出てこない。

各支部から理事は出席して聞いてこいといわれ、あまり重要視されない。このような状況では、先程のご意見は無理だと考え、必ず同じことを起こすと考える。時限立法にするかしないかは、理事の先生方で決めればよい。

これは規約なので理事会で決められる。提案するのも会長だけではなく理事からもできる。提案するのに理事が何人必要ということもない。

なので、時限立法にするということは、理解できない。まずこの状態でやっていただき、こういった問題が決して起こらない状態を作る。

今回の神奈川問題はどういう風に取り上げられているかということに、今の発言を聞くと不思議

議に感じる。神奈川県の問題は、全剣連はじまって以来の歴史上初めての大きな問題を起こしている。正常に裁かれればこれは、刑事問題になる事案だといわれ、全剣連からは綱紀委員会にはかけたくないと言われた。

綱紀委員会のメンバーはほとんど裁判官を経験された方で非常に厳しい。そうするとこのお金の使い方とパワハラが正式に訴えられると、間違いなく神奈川県剣道連盟は支部そのものが除外される。

それくらいの大きな問題を今起こしてそれを抱えている。それを対処するには他に例がないような状況を作って襟を正さねば、私は周りから認めていただけないと思う。神奈川の問題というのは全国で初めてこれだけの大きな問題を抱えていると表されている問題であることを考えていただきたい。

今理事会の支部長欠席9名、理事5名欠席。前理事会が長かったということをお聞きになっているのではないと思うが、にもかかわらず失礼ながらのう天気ではないかと思う。

もう少し緊張感、崖の端っこに立っている感覚になって欲しい。もちろん、この様な状態になったのは、前会長の責任が大きいが、まさに今の先生方の出席状態、副会長が前会長に対してものを言えなかったこと、知らなかったということが問題を引き起こしていると思う。

戸塚区・波田野

グループ分けの件について。できれば3つのグループから候補者を出して欲しいという意向があるが、規約でいくと3つに分ける必要がなくなる可能性がある。

連続して出さないとあることから、例えば警察→教員→警察ということも考えられる。本来この意味合いというのは、それぞれ交互にやっていただきたいということではないかと思うが、この必要はないということなのだろうか。

野見山副会長

それぞれ交互にすると選挙がやりにくくなると思われる。教員の中から誰かをだすということで教員に固まってしまうと、もうそこでは選挙という会員の意思を表す場面がなくなってしまう。もちろん教員の先生方が3・4年たって私は私はと言ってくれば、会員の意思を反映させる場所ができるのではと思う。

1つのグループに固まってしまうと会員が本来のこの人たちにしたい、このような人にしたいという選択の権限が発揮されなくなるのではないかと思う。おこがましいが私の感覚でいえば、教員・警察のなかで会長ができる人はいくらでもいる。今までの会長よりも全く劣っているとは思えない。会長職をどう風にかというかと会長職は、組織の運営者・事業の実行者である。

一般の社会人の方できちんと経験を積まれた方が会長の運営ができないということはないし、現実に世の中いくらでもそういう人がいる。今は、たまたま全剣連会長は範士であるが、それまでは範士でもなく8段でもなかった。そのことで問題が生じていることもあるが、その中でも組織としてきちんと動く体制ができていればなんら問題はない。

一般の人では頼りないと思われるのかもしれないが、私はそんなことはないのかなと思

う。選挙というのもいいのではと感じる。2つよりは3つくらいに分けるとちょうど分けられるし、これを4分割というとなんて難しくなってくると思うが、グループでなんとか候補者を出し、会員の意思を発揮できる場所を作りたいと思っている。

戸塚区・波田野

私が質問しているのは、例えば警察の人が会長をやり、教員の人が会長をやり、警察の人が会長をやり、教員の人が会長をやり、また警察の人が会長をやるということがこの規約だとありえることであり、それでもいいのかということである。

野見山副会長

その時に一般の人が立候補してないとすると寂しく感じる。

戸塚区・波田野

わかりました。

泉区・梁川

資料4-2 第2条についての確認。戒告以上の処分は神奈川県剣道連盟が出したものか、それとも他のところなのか、処分を出すところはどこが対象か。

野見山副会長

他を除名になって神奈川にきて10年たったから立候補しようという方があられれないとは限らないが、処分の内容については神奈川県を対象とする。

ただし、全剣連の処分を受けた場合は、参加支部に強い影響力をもつので、その時は選挙管理員委員会の考え方で相談することになると思われる。規則上は神奈川県内の処分となる。

綾瀬市・鈴木

3点の質問がある。

1. 面談予定者の4名(小林前会長・庄嶋監事・根本監事・味戸監事)は戒告以上の処分となるのか。
2. グループ分けの教員については、OBと現役となっているが、その差は何なのか。
3. 立候補者は段位や性別そういったものは関係ないという解釈でいいのか。

野見山副会長

1. 処分としては、今会長と打ち合わせをしたが可能性としてはある。だが、話が見えない状況にあり、特別委員会・幹部会議の中でもしっかり話さなければならないことなので現状はお答えできない。

2. 警察は OB で教員は現役も含まれることに関しては、基本的に公務員は地方公務員法の職務専念の義務があり、本来、組織の役員になってはいけない規定がある。教員の場合は私学があるため、私学の場合は現役の教員が会長になることもできる。そういう意味で OB をつけるかにつけないかの違いをつけた。

3. そうである。ぜひ先生も立候補していただければ、全剣連初の女性支部長になるかもしれません。現実には段位や性別は問わない。全剣連会長も段位等に関係がない人が会長となっている。

綾瀬市・鈴木

1点目の質問については、個人的な考えかもしれないが、前に座っている先生方のなかにも会長としてやっていただけたらと思う先生もいると思うので協議については、そういったところの可能性を十分に考えていただきたい。

もう1点、資料の標記について整理がされていないところがある。例えば「越える」もひらがなで書かれてあり、最終的には整理して示していただければと思う。

野見山副会長

その点については、高田副事務局長にチェックしてもらうので大丈夫と思われる。

海老名市・伊藤

1 問1答にてお願いしたいと思います。役員規則4条第2項に常務理事という表現があるが定款に記載がないが、どのように理解したらいいだろうか。

野見山副会長

定款にはないが理事は作れるということから、理事の中の1部として、各委員長を常務理事という役職にしようと考えている。

海老名市・伊藤

資料4-2は役員規則というタイトル、資料4-1が役員を選出というタイトルになっているがこれを規則で定めるかどうかということがあると思う。

先程から色々意見が出ているが規則として定めるのか、この定款を制定、社団法人に移行する際に規則ではなく、これまで神奈川問題と言われるような重要な問題をなくすため、抑止力を働かせるために色々工夫され会長の規約を作成されたと思われる。

よって少し軽い意味で申し合わせ事項にするということも考えられる。全てを規則として定めていくのかをお聞きしたい。

野見山副会長

先生の意見はどのようにお考えですか。

海老名市・伊藤

先程グループの話があったが、大学の評議員を選ぶのもグループ分けをしている。教授・大学職員・OB と分け、公平な選挙が行われるように理事長の選出にあたってはグループ分けをしておこなっている。

時限立法の話もあったが、何年を目途にするのか一巡するまで2期8年にする等非常に難しいと思う。

抑止力を働かせるためにということで、定款を定めるにあたって会長の選出については理事全員で申し合わせ事項としてこれを決定したというように、状況が改善されるようであれば、この申し合わせ事項についても改定するなりできると思う。

規則となると少し重たいと感じています。

野見山副会長

まさに重たいというところに今回はポイントを置いている。こういうことを決めないと今はやれないほど問題が大きいという認識をもっている。

法人立ち上げの当初としてはこの法人化のルールに基づいて法人化の新しい会長を選出していくので最初の厳しいルールの中で選ばせていただきたい。ただし定款を変えとなると、外部的にも大きな問題が発生する。規則・規約を変えることにはそれほど外部的な影響を波及することはないと考える。

先程申し上げたように理事の方々がきちんと出席し、その支部の決定権をもっている人が与えられている課題にたいして吟味して出席し、その場で答えを出せるという体制が今後とれていけば、いろんな事業をしている中で3つのグループのそのものの意味がなくなる状態になり、気軽に話し合える状況に、このルールでいけばなると思う。ものを言えない雰囲気もなくなっていると思う。そうなればこの項目は、当然消滅していいと考えられる。

ただ会長規則・規約は何かの形で残るので申し合わせ事項ではなく、規則として条文をその段階で変えていくというのが適当ではないか。実際にどうなるかわからないが、法人として動き出して1・2年経てば皆さんにこういうものなのだということが理解していただければ、フランクに話ができるような状況になると思う。

後に出てくるが、新しい委員会を少しずつ作っていき、その人達が働いている中身をみていただければ、こういう人材がいるのだと分かっていたらと思う。

資料4-2第2条4項が消滅するだろうと考えるが、これは1・2年では難しいと考える。そういう雰囲気にできるのに1・2年で持っていければとは思っている。それこそ60代以下の人達がそのような状態に早くなれば、理事会が正常に動き出す。

そうするとこの規則を変えようと何の問題もなくなると考える。現在、私としてはこのままの「規則」で認めていただきたいと考えています。

保土ヶ谷区・川村

学校ではそんな仕分けがされ、理事がいる。私も学校の理事をやっている。その他に一族経営の学校であるから、一族からは3名という規約がある。民主的なことを考えられると、派閥ができるのではないかと自然にそう思う方がいられると思う。

剣道の仲間ですから、敵も味方もごさいません。しかし神奈川県剣道連盟は、神奈川県警察の方がいなければ今まで成り立たなかった。教員も力がない、一般も仕事があつて出てこれない。神奈川県警の方がいたから今の神奈川がある。

派閥という言葉が出だが、何の意味合いもないが、9人の幹部の先生方のなかに神奈川県警が7名、1名が教員、1名が一般で7対2である。そういう形で色々問題が起きていることを皆さんにわかっていただき、どの職種の方が会長になられても、副会長・幹部の決め方に工夫を出してくれと思う。

例えば警察から副会長を3名だす、一般から副会長を3名だす、教員から副会長を3名だすという、名前は変わるかもしれないがそういった幹部の構成になるかもしれない。それからその3名の構成を大きな地区から引っ張ってくる。

そのような形になれば我々支部の支部長や理事の中からも代表者が出る。それが法人化である。そういう社団法人、社員総会的なものが成立すれば、皆さんの意見も取り入れられるし対外的にもこういう改革をしたのだということで、全剣連や他の連盟から注目を浴びる。そういう面では、3つに分けるということは民主主義に外れるものではないと思う。

この種別分けは、私はいい方法だと思います。それを申し合わせ事項にするか規約にするかは皆さんで決めていただきたいと思う。

小山理事長

②(会長に関する規則) 棄権:1 反対:2 賛成:多数にて可決。

野見山副会長

・③(新委員会設置について(案))について説明。(資料参照)

認めていただかないと案がとれないが、報告事項に近い形で考えている。

新委員会の設置でこの会場で許可をいただきたい。

・将来構想(事務局庁舎あり方検討)委員会

現在光熱費等を抜いて年間600万の経費がかかっている。10年間で6000万。

その後も毎年600万かかってくる。もし6000万円程度で事務所が購入できるのであれば、10年経てばその負担がなくなるということも含め、不動産に強い方に情報を集めていただき、実際に使物になるものが6000万円程度で購入できるものなのか購入するとしたら時期はいつがいいのかを検討していただく委員会であり、メンバーは資料の通りである。

村井先生が幹事兼任とあるが議事録作成などの雑務を担当していただく。(現在、委員会では議事録を作成していないため、今後は作成し報告もしていただく)

・剣道人口減少対策委員会

メンバーは資料の通りである。委員長の中島先生は中体連の先生。

現在、どこから手をつけていいかわからないくらい、剣道人口減少は大きな問題である。

その中ではっきりしているのが、中学校の部活に入ってくる子はかなり多い。

その子達が高校に進学するときに剣道をやめてしまう。辞めずに部活だけでもいいし地域の道場に移ってもらってもいい。続けてもらえれば少しでも減少を食い止められるのではないか。それを剣道人口減少の対策の突破口にできないかということで委員長をはじめ、中体連の藤林先生・大川先生、道場連盟の仕事を引き受けている社会人の舘岡先生を幹事兼任とした。

③新委員会設置について(案)反対なしで可決。

—休憩(5分間)—

小山理事長

【報告事項】(資料1～資料3参照)

資料1 令和5年分の慰労金返済状況→現段階ですべて返還されている。

資料2 理事長返金内訳

資料3 会長・理事長 事務所勤務出勤表

石神事務局長

令和5年度の決算報告について、決算報告書を参照ください。前回の理事会での説明不十分のところ、質問に適切に答えられていないという指摘を受け再度確認のため、令和5年度決算報告について説明・報告をさせていただきます。

1つめの質問について規約外支出認定はどのようにしているのか、考えているのか。これは、規約第12条記載の理事が役員となり役員である理事、それから会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・監事に対する報酬、具体的には月額給与的報酬・賞与これが規約外支出と認識しています。

根拠として規約18条役員は無給であるという規定があるため、支払われた内容を規約外の支出と認定すべきだと考えています。ただし、規約12条2項には、職務執行の職務遂行のための必要な経費・旅費等は別に定めるとしており、今年4月の理事会にて承認いただいた通り、現在は日当として必要な報酬の支払いをおこなっています。そのうえで、規約外支出内容の詳細についてですが、決算報告書中段の役員報酬について、役員報酬・増減要因の資料を確認いただきそれに基づいて説明をします。

役員報酬・増減要因を参照ください。令和4年度の役員報酬・令和5年度の役員報酬を対比した金額が記載の通りです。前回、監事についての説明ができていなかったが、記載の通りです。監事の収入について年末の役員手当、監査手当の支払いは厳格になされていなかった。令和4年度の

報酬427万円に対して、令和5年度役員報酬については709万4158円前年度より282万4158円プラスであった。諸謝金支出について前理事会時21名と説明していたが、笠村理事長がかぶっており実際は20名であった。その点を修正させていただきたい。

小山理事長

決算報告について質問のある方は。

笠村副会長

川村先生は理事長をやっていたがこれの報酬はどうなっているのか。

保土ヶ谷区・川村

令和5年度の6月に理事長をやれと会長から申し付けられました。これをお断りしました。はっきりと事務所内でお断りしました。前年度の4月から事務局長を申し受け、令和4年3月に前靱山事務局長が体調不良のため退任したいという理由です。令和4年度は県立武道館が使えなくなる。

その当時は、代替りの体育館がとれていなかった。行事をする場所がないから探して欲しいと3月10日から伺った。9月からの代替りの会場が全くとれていなかった。これを急遽探して、4月の年度予定発表時には、全ての会場を見つけました。そういう形で事務局長を引き受け、令和4年度中やってきました。

令和5年度の5月の段階で事務局員としての辞令・雇用契約書をいただいた。雇用契約書は4月～次の年の3月までの給料・賞与について記載されていました。雇用契約書を5月に労働基準監督署に提出しました。労働基準監督署から査察がはいったときに、こういう労働基準で仕事をしていると説明し、何点かの注意を受けた。

事務局員の勤務状態について最低賃金を上回り、もっと最低賃金以下の人や36協定にもひっかかる人もいるので、お金を出さないという注意を受け承諾しました。その時に剣道連盟の規約についてどうなっているのかという話を受け、それには小林前会長も一緒に立ち合い、そこではこれから法人化に向けて動いているので、そこまでには全て調整すると話をしました。

そして5月に笠村先生からご質問を受けた内容について、笠村先生・事務局の方もご存じです。小林前会長が今の理事長は全剣連ばかりいってダメだ。お前が理事長になれと言われこれもお断りしました。笠村先生とは人間関係がうまくいっているのだから、お断りをしたいと言うと、事務局の方はご存じですが、小林前会長よりお前は俺の言うことが聞けないのか。上から言われたら「はい」と言えばいいんだと猛攻撃を受け請け負いました。

その代わりに理事長手当はお断りした。事務局員と兼任で理事長の仕事を受ける代わりに、現在の理事長・以前の理事長とは違い、午前9時～午後3時までの勤務時間を守り、その時のタイムカード・出勤表もすべてもって労働基準監督署に提出してある。そして事務局員が中心で理事長を兼ねることを労働基準監督署にお伺いをたてて、仕事を引き受けました。

しかし、前会長と意見が合わず、私がこのままだと前会長の健康状態が心配ということで、令和5年10月2日に剣道連盟宛に辞任届を提出した。小林前会長が「そうか、じゃあお前は謹慎しなくて

いい。俺にたてつき、注意するやつは、18年間の会長期間中お前が初めてだ。」と、お叱りを受けました。

それでは、身を引かせていただくと10月2日付で辞任届を提出した。費用に関しては、当時、笠村先生は月8万円、久保木先生は月5万円もらっている。いくら欲しいかと問われ、雇用契約書を提出しているのでいらないと答えたがそういう訳にはいかないとわれ、月5万円を支払うと言われた為、いろいろな会場に荷物を運んでいる車が自車と事務局の高田さんの車であることからその月5万円で車を購入し、法人化していないと連盟として車が購入できないので、法人化したらその車を寄付すると提案したらこれもお叱りを受けました。

そういういきさつがあり、理事長の手当はもらっていない。資料に記載されている金額は、事務局員としての給与が記載されていて心外である。私がこういうことをやっているのに、今前に座っている幹部の先生は注意をしなかった。それが先程の同じ職域にかたよると「なんだ。」といったら「はい。」と終わってしまう。それを平行にするために3つのグループ分けがあるわけです。

返金しろと言われれば返金するが、そうすると、どんどん遡ってたくさん出てしまう。なので、記載してあることは黙認しようと思ったが、質問を受けた為、説明をしました。今後、こういうことが無いように、皆さんで会を運営するため法人化をする。これは1つの職域の団体ではなく、職域を無視した剣道愛好家の連盟です。説明が足りなければいくらでもお答えする。

笠村副会長

1つ気になることがある。こういう席でいいことはわからないが前回の支部長会議にて澤部先生が川村理事長は給料が15万もらっているといっていたが、そこにある人が来て、理事長より会長の手当が少ないのはおかしいのではないかと30万にしようと言っていた。事務局の方は知っている（高田副事務局長に質問）

高田副事務局長

金額は聞いているが、理由はわからない。

笠村副会長

その点はどうでしょうか。

保土ヶ谷区・川村

私はもらっていない。（理事長手当）

笠村副会長

会長にそのような進言をしたのではないか。

保土ヶ谷区・川村

そのようなアドバイスをしたのは、その場で聞いてはいない。しかし、決定した、最後のアドバイス

は味戸氏である。プライベートで話すことはあるであろう。プライベートのことをここに出す問題ではないのではないか。

海老名市・伊藤

この資料(役員報酬・増減原因)どういう意味があるのかわからない。

ここに書いてある金額は、規約外支出をした人の名簿なのか、支払った実態だけのものなのか。

石神事務局長

増減状況ということについて、決算報告書の中の備考欄の注書きとして準備した。

海老名市・伊藤

それは答えになっていない。規約外なのか規約内なのかお答えいただきたい。それがはっきりしたら、笠村先生と川村先生の議論がはっきりする。先程、石神事務局長が規約外支出の認定基準を述べたが、その認定した支出がこの表なのか、それとも支払ったという事実だけの表なのであるか。

石神事務局長

先程川村先生が説明した通り、経緯を私は承知していなかった。その中で支払った事実、すなわち役員は無給だということをこのシートで説明している。したがって、このもらった金額が全て規約違反であるという感覚ではない。

海老名市・伊藤

そこに誤解のないように、事務局員の職として報酬をいただいたのか、理事という職でこの報酬をいただいたのか。事務局としては理事長兼事務局員として報酬を支払ったこれは、認定内なのか認定外なのか説明して欲しい。

野見山副会長

規約では、役員は事務職員を兼ねてはいけないと記載されていない。ただし役員の中で監事は使用人を兼ねることができない。(監事が事務局員になることはできない)したがって、役員が事務局員として働いた分についての給与をもらうことは可能である。

役員として年末役員手当等をもらうとそれは規約外手当となる。例えば石神事務局長は大会の理事も兼ねている。事務局長として給料をもらうことは構わないが、大会理事として何かお金をもらったなら、これは規約外手当である。交通費などの規約内のものは除くが、同じことが川村先生にも言える。

問題は、決算報告書の「役員報酬支出」ではなく、「給料手当支出」に仕分けをしなくてはならないことである。理事ではなく事務局長(事務局員)としてもらうものなので、これは全剣連の予備調査委員会でも特別委員会でも問題ないと判定されている。

保土ヶ谷区・川村

それでは、役員報酬・増減要因の川村理事長兼事務局長の115万は、斜線を引いていただくか、消していただきたい。この欄に書くことではないのではないか。この部分は消していただきたい。

笠村副会長

令和5年6月から川村振二さんが事務局長として入っているが。

保土ヶ谷区・川村

川村振二先生が事務局長で、私は事務局員として毎日勤務していた。今までの理事長は10時にきて13時に帰っていたが、私は9時～15時まで勤務している。

タイムカードもとってあるが、ひどいときは、20時まで仕事をしていた。残業のときは労働基準監督署が提示した額の半額の2万円受領した。断ったら怒られた。

なので、役員報酬・増減要因の川村理事長兼事務局長の部分を斜線または訂正をしていただきたい。

野見山副会長

役員報酬の増減ではなく給与の増減に移させていただく。そもそも役員報酬支出の部分にあるのが間違いである。

石神事務局長

もう1度説明させてください。役員報酬の条件を説明させていただき、それで川村理事長兼事務局長の115万円は給料だと確認しました。決算報告書の役員報酬支出から給料手当支出に修正移動させていただく。そうすると役員報酬支出の備考欄の理事長増加80万を削除します。最終的な決算額については変わらないが、この形で確認させていただきたい。

小山理事長

監事の先生の確認をとりたい。

吉野監事

監査をしたときに、どこに何が入っているか確認を取ったが、1行1行まで確認がとれていなかった。川村理事長兼事務局長の給与が役員報酬に含まれたことについて、正しく給与手当支出に修正していただくことで承認する。

(吉野監事・滝澤監事承認)

小山理事長

色々ご意見が出ているが、収支決算をお認めいただけるだろうか。

海老名市・伊藤

前回の会議でも規約外支出扱い等についての方向性・金額が報告されていないなかで決算承認を得るということをしなくてはならないが、これについては専門の先生にお聞きしたい。どういった内容であれば規約外支出がこの決算に含まれている中で承認できるのか。

吉野監事

現在、規約外支出を数字として表せるものがないということで決算書に数字自体を盛り込むことができない。ただしそういう要素があるということを決算書の下部に重要な後発事象として、現在調査中の内容として予想されることを注記の方法で表すことができると考える。

野見山副会長

今日現在、経理を委託している東京パートナー法人に事務局長と一緒にご意見を伺った。決算・予算に関しては、現在わかっている範囲で作成しないとやむを得ない。吉野先生が言われたとおり、注意書きを付け会員に対してこういう問題があってお金の支出があるということを説明し、この予算・決算として進むしかないとご意見をいただいた。

発言者不明

注記について曖昧だと思われる。具体的にどのように記載するのかわからない状態で決算書を承認してくれというのは乱暴ではないか。もし可能であればどのような注記なのか詳しく説明して欲しい。

吉野監事

文章はきちんと考えなくてはならない。今大きな数字が動く予定がありこの決算書に含まれている旨を注記する予定であるが、この場で正式な文章を出すのは難しい。

海老名市・伊藤

文章については監事に一任ということでいかがでしょうか。

野見山副会長

冒頭に会長が述べた方針に沿って注記をするのでいかがでしょうか。

滝澤監事

今、不確定要素がこれだけある中、確定的な決算・予算は出せない。吉野監事から話があったよう、注記を付け、注記の表現については検討とする。前々回の会議で申し上げた様、監査報告書自体もそのようになっている。

小山理事長

監査終了の条件は冒頭に会長のあいさつのなかに回答されている。それも含めて令和5年度の収支決算をお認めいただけるだろうか。

反対:0にて可決。

小山理事長

監査条件を実行することは業務上すでに始まっている。
令和6年度の予算の実施を含めてこれからまた説明をし、最後に(案)を外していただきたいと思う。

石神事務局長

・令和6年度予算(案)について説明(要旨)

①令和5年12月末に支払った、規約外の年末慰労金等を笠村・小山理事長に返金いただいた。
資料1記載の理事長報酬返金168万6000円は雑収入とした。

この金額を加えて前回の報告の修正とする。

②特別委員会の費用・概算について、(予算(案)の1番下の欄記載)500万計上している。

この500万について説明が不十分であった為、特別委員会弁護士費用の資料を確認いただきたい。着手金等が金額によって金額の割合が変わってくるため500万円でご了承いただいていると認識している。これは修正ではない。

雑収入が増えたことにより事業活動支出が変わり、次期繰り越し収支差額も変更前年度決算からみて694万3843円の改善ができる予算を立てた。

野見山副会長

規約外支出のお金は、返還を求めていく。経過は理事会で随時報告をするがその度に予算案を変えるのではなく、最終的に令和6年度の決算報告にて説明させていただきたい。今後返還を求めたお金については雑収入に追加していく。

法人化の手続き費用が30万円かかり、それを項目立てしていなかった。予備費から支出する予定である。

吉野監事

返金された金額を表示する場所は、雑収入ではなく、(事業活動の収入を表示する場所の為)違う項目ではないか、適切ではないのではないかと考える。今回は168万なので紛れているが、大きな金額になると雑収入では項目が違うと考え、雑収入の金額が大きいことは、異常である。顧問の先生と相談・検討をお願いしたい。

野見山会長

固定資産を購入するとなると、予算を組み直す必要がある。補正予算という形になるかと思う。その時に検討し組み込みたい。

現在の168万に関しては、雑収入としてお認めいただき、高額な返金があった場合と事務所を取得することができた場合は、財務活動収支に入れ込み予算を立て直したい。それも含み、ご了承いただきたく思う。

小山理事長

令和6年度の予算案をお認めいただけますでしょうか。

保土ヶ谷区・川村

訂正された紙は、また送っていただけるのですか。

小山理事長

「1度整理して、皆さんに送付いたします。」

反対なしで承認。

滝澤監事

—本人の希望により省略—

幸野会長

長時間にわたりまして、非常に重要な案件に活発なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。このように緊張な場面で意を新たにして、しっかりと取り組んでまいりますので、これからもどうぞ指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

—閉会—

以上

令和6年7月26日

議事録署名人 南区 花園 勝 承認済

議事録署名人 杖道 安田 嘉一 承認済